

2 工事監査

都が行っている工事等について、計画・設計・積算・施工・維持管理等の各段階で、不経済な支出や不適切な施工がないかなどを技術面等から監査しました。

平成24年工事監査は、下記のとおり実施しました。

● 監査実施状況

	監査実施状況	実施率
件数	1,635件	9.8%
金額	4,021億円	24.9%



工事監査の様子

監査の結果

18局・1,635件の
工事を監査し

指摘 28件

指摘金額 7,184万円

※ 過大積算(21件)の額

主な指摘事項

検査員及び監督員の任命を適正に行うべきもの

福祉保健局

状況

東京都契約事務規則では、検査員は監督の職務と兼ねることができないと定められています。

しかしながら、東京都心身障害者福祉センター改修工事では、主任監督員が完了検査を行っていました。

指摘

この規則は、検査の公正を確保するため、定められているものです。

検査員及び監督員の任命を適正に行うよう求めました。

舗装工事の積算を適切に行うべきもの

財務局（指摘金額 1,198万円）

状況

武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の陸上競技場工事では、フィールド舗装の積算に当たり、車道舗装用の機械が使えるものとして単価設定すべきでしたが、割高になる歩道の工事方法により積算していました。



陸上競技場フィールド

指摘

車道舗装と同様の方法により舗装する場合と比べて、積算額約1,198万円が過大になっていました。



舗装工事

工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

港湾局

状況

港湾局が発注した海の森公園整備工事では、排水設備の施工に当たり、深さ1.5m以上の掘削作業を行っているにもかかわらず、土留等の崩落防止に必要な措置が講じられていませんでした。

指摘

土留の崩壊事故等を招かないよう、関係法令等を守った安全対策を確実に実施する必要があります。

そこで、受注者を適切に指導・監督するよう求めました。